

# 大分県新規就農者研究会 アグレッッシュおおいた 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「アグレッッシュおおいた」とする。

アグレッッシュ (綴り Agresh)

Agriculture of Fresh Spirit (新鮮な心の農業) を省略した造語

アグレッシヴ (Aggressive : 積極的な・活動的な) に語呂合わせした。

(目的)

第2条 この会は会員相互の緊密な連携のもとに、農業に関する技術及び経営の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携・強化に関する事項
- (2) 農業経営の経営管理に関する事項
- (3) 農業への新規参入の円滑化に関する事項
- (4) 新規参入者の組織的活動に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 この会の会員は、農業外から新規に農業へ参入した者で、加入申込みを行った者とする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 理事 若干名

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し再選は妨げない。

(役員選出)

第7条 役員は会員が総会で互選する

- (1) 会長は理事会の中から互選した者をあてる。
- (2) 副会長は理事会の中から互選した者をあてる。  
副会長は会長の事故ある時に会長の代行をする。
- (3) 会計担当は理事会の中から互選した者をあてる。  
会計担当は会の運営に関する会計業務を行う。

(監事)

第8条 監事は会員の中なら2名を総会で選任する。

(総会)

第9条 総会は毎年1回開催する。

- (1) 総会は会長が招集する。
- (2) 総会の議長は会長が当たる。

(総会付議事項)

第10条 総会に付議しなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項。
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 この会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 会費 (会の運営に必要と認めるときに参集者から必要経費を徴収する。)
- (2) 寄付金
- (3) その他収入

(事務局)

第13条 この会の事務局は大分県農業会議内に置き、この会の事務を執行する。

付則

- 1, この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、総会において定めるものとする。
- 2, この規約は平成18年4月1日より施行する。